

論文投稿における不正行為防止および出版倫理に関するガイドライン

1. 目的および趣旨

本ガイドラインは、和歌山保健看護学会誌投稿規定を補完する指針として、本誌への論文投稿および掲載に関し、研究倫理と学術出版倫理の遵守を図るとともに、不正行為およびその他の不適切な行為を防止し、適切に対応するための基本的事項を定める。著者、査読者および編集・広報委員会は、本ガイドラインに基づき、それぞれの責務を果たし、本誌の学術的信頼性および学術記録としての正確性の維持に努めるものとする。

2. 投稿に関する不正行為の定義

1) 不正行為

本ガイドラインにおける不正行為とは、研究活動および論文投稿・出版において、故意または研究者として求められる基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われる次の行為をいう。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2) 不適切な行為

本ガイドラインにおける不適切な行為とは、前項の不正行為には該当しないものの、研究倫理または学術出版倫理に反し、本誌の学術的信頼性を損なうおそれのある行為をいう。主な例は次のとおりとする。

(1) 二重投稿

印刷物、電子出版物を問わず、既発表の論文または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同一の原稿を論文として投稿すること。

以下のいずれかに該当する場合には、二重投稿とみなす。

- ①本誌に投稿した論文と同一または類似した論文を他の学会誌に投稿すること。
- ②既発表の論文または他誌に投稿中の論文との差異を明確に記述することなく、本質的に同様の論文を本誌に投稿すること。
- ③ある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し、本誌に投稿すること。

ただし、大学の学士論文・修士論文・博士論文（既に機関リポジトリに全文を公開している論文は除く）を投稿した場合や、科学研究費報告書、事業報告書、学会・研究会の抄録集で発表した研究を投稿した場合は二重投稿とみなさない。

(2) 分割投稿（サラミ投稿）

1つの論文で発表可能な研究を分割し、同じデータを用いて複数の研究結果を報告すること。

(3) 不適切なオーサーシップによる投稿

著者資格を満たさない者を著者に加えること、著者資格を満たす者を除外すること、または本人の承諾なしに著者に加えること。

※本ガイドラインにおける著者資格は International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE) における以下の考え方を基本とする。

- ①研究の構想またはデザイン，研究データの取得，解析，または解釈に実質的に貢献した。
- ②論文を起草したか，または重要な知的内容について批判的な推敲を行った。
- ③投稿原稿の最終確認を行った。
- ④研究のあらゆる部分について，その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され，解決されることを保証し，研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意した。

※不適切なオーサーシップの例

- ①ゲスト・オーサー：論文採択の可能性を高めるなどの理由のために，明確な貢献がない人（研究者）を著者に列記すること。
- ②ギフト・オーサー：研究に対する十分な貢献がないにもかかわらず「ギフト（贈り物）」として著者に名前を列記すること。
- ③ゴースト・オーサー：研究および論文作成に相当の貢献をしている（著者資格がある）にもかかわらず，著者から除外すること。

(4) 不適切な引用

実在しない文献の引用，書誌情報の不正確な記載，実際に参照していない文献の引用，その他学術的に不適切な引用を行うこと。

(5) 査読後または校正段階における不適切な改変

編集・査読を経た後に，編集・広報委員会の承認を得ることなく，本文，図表，文献，その他論文内容を実質的に変更すること。

(6) 生成 AI の不適切な利用

生成 AI を利用して作成した内容について適切な確認または必要な申告を行わないこと，その他学術出版倫理に反する利用を行うこと。

(7) その他

前各号に掲げるもののほか，本誌の学術的信頼性または編集・査読体制への信頼を損なう行為。

3. 著者および査読者の責任

1) 著者の責任

著者は，研究倫理および学術出版倫理を遵守し，研究成果を誠実かつ正確に公表するとともに，投稿原稿，文献，図表その他の掲載内容について共同して責任を負うものとする。

責任著者は，著者を代表して投稿，査読，掲載に関する責任を負う著者であり，筆頭著者に限らず，共著者の中から選定する。責任著者は，投稿から掲載に至るまで，全著者が原稿の内容に同意していることを確認しなければならない。

著者は，編集・広報委員会から投稿内容に関する照会，説明または資料の提出を求められた場合には，誠実かつ速やかにこれに応じ，事実確認に協力しなければならない。

2) 査読者の責任

査読者は，本ガイドラインの趣旨を踏まえ，公正かつ誠実に査読を行うとともに，不正行為またはその他の不適切な行為が疑われる場合には，速やかに編集・広報委員会へ報告するものとする。

4. 適用対象

本ガイドラインは，本誌に投稿されたすべての論文に適用する。また，本ガイドライン制定以前に投稿または掲載された論文についても，不正行為やその他の不適切な行為が判明，またはその疑

いが生じた場合には、本誌の学術的信頼性および学術記録としての正確性を維持する観点から、必要な対応を行うものとする。

5. 不正行為および不適切な行為の疑義が生じた場合の対応

編集・広報委員会は、不正行為またはその他の不適切な行為が疑われた場合には、その必要性を諮った上で、著者への照会、資料の提出、その他の方法により事実確認を行うものとする。

その結果、不正行為またはその他の不適切な行為に該当することを確認した場合は、その内容および程度を総合的に勘案し、投稿論文については、受付取消しまたは掲載不可、掲載済み論文については、論文撤回とし、撤回した旨を学会誌および電子媒体等に公表するほか、必要な措置を講ずることができる。

また、不正行為またはその他の不適切な行為の内容、程度、その他の事情を総合的に勘案し、必要に応じて、投稿資格の制限をはじめ、本誌の信頼性および学術記録の正確性を確保するための措置を講ずることができる。さらに、事案の内容によっては、本学会の会則その他の規程に基づく対応を行うことがある。

編集・広報委員会は、不正行為またはその他の不適切な行為の有無および講ずべき措置について、公正かつ慎重に審議するとともに、著者に対し、事実確認および意見を述べる機会を適切に確保するものとする。

6. 異議申し立て

著者は、投稿論文の受付取消し、掲載不可、掲載論文の撤回、その他の編集・広報委員会が講じた措置について、新たな事実または合理的な根拠がある場合には、所定の期間内に書面により異議を申し立てることができる。

編集・広報委員会は、異議申し立ての内容について再審査を行い、必要に応じて追加の説明または資料の提出を求めた上で、公正かつ慎重に再審議し、その結果を著者に通知するものとする。

編集・広報委員会は、異議申し立てに対する決定について、理事長の確認を得た上で著者に通知するものとする。なお、所定の期間内に異議申し立てがない場合は、当該決定をもって確定したものとする。

7. その他

編集・広報委員会は、本ガイドラインの趣旨を著者および査読者に周知するとともに、必要に応じて誓約書、その他の確認書類の提出を求めることができる。

本ガイドラインに定めのない事項については、投稿規定、その他の関係規程等を踏まえ、編集・広報委員会が適切に対応するものとする。

本ガイドラインの改廃は、編集・広報委員会の議を経て、理事長の承認を得て行うものとする。

附記

本ガイドラインは、令和8年7月27日から施行する。